

IV 環境にやさしい社会の実現のための税制

(1) 低燃費車に係る特例措置の延長

地球温暖化対策及び地域環境対策を促進するため、低燃費車（改正省エネ法に基づく燃費基準を上回る車）かつ☆（排出ガスが最新規制値の3/4以下の車）以上である自動車を取得した場合の特例措置の適用期限を延長する。

○自動車取得税：課税標準 取得価額から30万円を控除

(2) 最新排出ガス規制適合車に係る特例措置の拡充

地域環境対策を促進するため、最新排出ガス規制適合車を購入する場合の自動車取得税の税率の特例措置の対象として「平成15年規制適合車」（ディーゼル中量車、ディーゼル重量車）を追加する。

○自動車取得税 14.4.1～15.9.30（規制開始前日）：1.0%軽減
15.10.1（規制開始日）～16.2.29：0.1%軽減

(3) 自動車NO_x・PM法に基づく対策地域内において窒素酸化物排出基準等適合車に廃車代替した場合の特例措置等の拡充

地域環境対策を促進するため、自動車NO_x・PM法に基づく対策地域内において、窒素酸化物排出基準等に適合しない自動車を廃車し、窒素酸化物排出基準等適合車に代替した場合の自動車取得税の特例措置等の対象（現行は「バス・トラック」のみ）に、「ディーゼル乗用車」を追加する。

○自動車取得税 対策地域内 14.4.1～16.3.31までの取得 2.3%軽減
16.4.1～18.3.31までの取得 1.9%軽減
18.4.1～20.3.31までの取得 1.5%軽減
20.4.1～22.3.31までの取得 1.2%軽減
対策地域外 14.4.1～16.3.31までの取得 0.5%軽減